

火災原因調査

昭和44年当時に刊行された東京消防庁「消防職員向けのテキスト」から

緒論

消防法第7章(に定める)所定の火災調査権限は、同法の目的である社会秩序と公共の福祉を増進するためであるが、部分的には将来の消防対策資料を目途とし、消防長又は消防署長が、一定の資料に基づき又は資料を発見蒐集して、火災の原因及び損害を決定する手続きである。しかし、この調査権は、警察捜査権と相対しているのであるが、捜査権は、捜査機関として刑事訴訟法上検察官と並び火災事案といえども第1次的立場を占め、特に放火事案を始め失火罪として犯罪の疑いありと認められる場合には、その究明は法律的には、最終的に捜査権に帰することとなる。従って現実的運用は、調査による調査結果を得るべく、これが決定を行うとともに、放火、失火の犯罪の疑いがある場合には捜査機関の捜査の端緒を導き、又は捜査機関の捜査と併行して調査を行うものであり、その関連性は非常に深い訳であり消防法第35条、第35条の2、第35条の3に規定され、これらの相互協力の点が強調されている。(注;文章中の法令条文 ;法35条は、放失火の火災原因調査と犯罪捜査協力、法35条の2は、被疑者に対する質問、証拠物の調査、法35条の3は犯罪捜査との関係と相互の協力)

火災原因調査を簡単に要約すると、火災の発生を覚知するとともに直ちに火災現場に出場し出向し、その燃焼状況乃至焼き状況等を調べ、関係ある者より必要な事情、火災時の状況等を質問し、その発生が何であるかを明らかにすることである。

その使命は真実への追及であるが、しかし調査上必要な手続きをとり、適正な手段方法等を講じ行き届いた調査なしたとしても、いわゆる火災発生に関する事実や、その火災の現象等に対する十分な理解とこれに対する考究心がなくては正しい判断は下し得ないものである。従って火災に関する広い知識の吸収と、実務上の現場調査経験を重ねこれらに熟達することが肝要である。

しかも加えて原因の探求は、当初から、すでに火災の宿命である、すべてのものを焼きつくす いわれる証拠を隠滅する現象である点に相対峙し、種々に亘る困難が横たわっているのである。これが困難な点を概ねあげてみると次のとおりである。

ア いわゆる発火源が、焼け跡に未だ残存している場合であれば或る程度の範囲の証拠物として残存し当該調査も進捗する訳であるが、マッチ等が発火源である場合には、全然残存しない訳であり、その燃え始めた現象の可能性を考え、その発火の可能性を考究し、その可能性に関連あるものに対するこれが立証する諸事象を探求しなければならない。

イ 火災の発生を考慮する対象が焼失されているので、何が調査の対象であるのか、又は対象となるか、すぐに定めることが困難である。

ウ 火災の現象は、複雑多岐に亘り、それぞれの要因により微妙に影響を与えるものであり、この要因が物自体として有形なものとして存在していないので非常に困難である。

エ 火災発生の動機は、その大部分は、人の行為、不行為によるものが多い。特に過失の場合には、常に行為上の認識が、火災発生の現象と結びつかない点に困難がある。

オ 火災の発生は、一見同じ様相で燃えたとしても、その内容に至っては、種々の要因を考察すると大分異なるものである。加えて時間の経過とともに変化して行くので、その発生時点にまで焼け跡の現場より、さかのぼって解明することはまた非常に困難なことである。

かかる困難を前提として燃焼の残して分かった形跡(痕跡)を基礎として分析解明をする訳である。特に実況見分は、これに時間的变化に伴う経緯と、それぞれの諸要因を結びつけるのであるが、それは、丁度火災発生から始まり火災が鎮火するに至る間を映画撮影したものを逆回転して映写した、いわゆる帰納的に、しかも系統的な現象として、把握するように考察する必要がある。しかし、系統的現象は、当該火災を大きな意味での立場即ち巨視的に見る場合であり、これに加えて併行的に、いわゆる局所的な焼けの状況又は焼き物件等の考察をすることが必要である。従って当該火災現場における可燃物の性質、その存在形体等々による燃焼現象の変化に注目することとなる。

調査の終了とともに火災原因調査書類として今迄に調査した結果を集録し保存しておかなければならない。この調査書類が適正、かつ、価値ある内容として整備されていなければ、調査の効果も半減される訳である。しかもより確実な記録保存のためには、あくまでも調査員の主観的記述は、なるべく避けて客観的立場に立脚したものであることが望まれる。これらのことは反面 調査の一つの目的である将来の道しるべを提起する消防対策資料として殊に火災予防のための資料として活用するためにも必要となりこれが講究も自然科学的側面よりの探求も、さることながら、人為的側面である諸要因即ち人文科学的意味での当該火災事案発生に伴う直接又は間接的な要因を巾広く究明する必要も我々の課題として与えられているのである。

【解説】

昭和 44 年当時、職員に向けた「火災原因調査」に向けた考え方を論述したものである。

法7章の捉え方として、**消防法の目的を達成する**ことが主目的としており、副次的に消防対策資料の蒐集があるとしている。この点は、現行の「消防法 逐条解説」に記す「・・・予防上の安全対策や消防戦術の見直しに不可欠のもの・・・」と言った資料作成を主体としてものではなく、「消防法 逐条解説」の解釈の誤りは、当 H.P[消防法の解説]と同じスタンスである。

火災原因調査の困難性として、決められた手続きを踏んで行ったとしても容易に出火原因が極められるものではないとし、現場経験を積み重ねることの必要性を示している。

困難な要因を**4点示している**が、基本的には出火原因となるものを含めて**焼失している現場**をどのように捉えるかと言うことになる。さらに、実況見分として「・・・帰納的に、しかも系統的な現象として把握する・・・」こととしている。また、火災調査書類は、適正かつ価値ある内容として整備されなければならないとしている。ややもすると、書類の減量化(廃棄)に向かうものではないと言える。

そして客観的な記述を求めている。消防対策資料として、人文科学的な分析は課題としおり、これは今もって「課題」と言えそうである。

2018.01/19 [火災調査探偵団]